

令和3年度

通常総会資料



鈴の森住民協議会

## 令和2年度鈴の森住民協議会事業報告書

## ○本体事業

実施日	事業名	備考
6月1日～30日	クリーン月間	中止一部実施（ゴミ袋配布）
8月29日	鈴の森まつり	中止
12月中旬	イルミネーション設置	中止
3月7日	敬老事業（橋西ふれあいまつりにて）	中止
随時	役員会、運営委員会	4回
随時	各事業実行委員会	なし
随時	広報誌等の発行	7月/10月/1月
9月～3月	敬老事業	敬老事業：自治会への補助、健康・福祉部が実施

## ○第三支部

実施日	事業名	備考
未定	地区体育祭前日準備	中止
未定	地区体育祭	中止
未定	検討会	中止
6月21日	ニュースポーツ大会	中止
10月11日	防災訓練	中止（防災勉強会実施）
11月15日	グラウンドゴルフ大会、フットボール大会	第三小学校
毎週土曜日	グラウンドゴルフ練習	第三小学校グラウンド
随時	役員会	10回
随時	全体会議	2回

## ○松江支部

実施日	事業名	備考
未定	地区体育祭前日準備	中止
未定	地区体育祭	中止
未定	検討会	中止
7月26日	スポーツ大会（キックベース）	中止
8月23日	環境美化活動	中止
10月4日	防災訓練	中止
随時	役員会	0回
随時	全体会議	0回

## ○公民館部

実施日	事業名	備考
10月25日	ソフトバレーボール大会	中止
11月1日	クラブ発表会	中止
1月24日	ビーチボールバレー大会	中止
3月7日	橋西ふれあいまつり（文化祭）	中止

## ○健康・福祉部

実施日	事業名	備考
9月27日	一人暮らし高齢者ふれあい会	約367名参加
3月7日	橋西ふれあいまつり（文化祭）	中止

令和2年度鈴の森住民協議会収支決算書

協議会名 鈴の森住民協議会

収 入

科 目	予算現額	決算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
住民協議会活動交付金	2,986,000	2,481,500	市交付金2,986,000円 返還504,500円
地域敬老事業推進特別交付金	768,000	768,000	敬老事業交付金
防災訓練推進助成金	0	0	市助成金
社会福祉協議会助成金	741,984	741,984	①75,000円 ②75,000円 ③303,984円 ④288,000円
助成金(地区負担金)	1,127,920	719,100	公民館運営地区負担金719,100円 第三地区体育祭負担金0円 松江地区体育祭地区負担金0円 橋西地区自治会助成金0円
雑 収 入	250,011	24	預金利息 本体10円、第三支部3円、松江支部3円 公民館部6円、健康福祉部2円 売上金 ①鈴の森まつり0円 ②ふれあいまつり0円 ③第三支部0円 鈴の森まつり協賛金0円
計	5,873,915	4,710,608	
繰 越 金	370,730	370,730	前年度繰越金
合 計	6,244,645	5,081,338	

支 出

(大分類) 部会名等	予算現額	決算額	内訳		事業 番号	(小分類) 事 業 名
			内住民協議会 活動交付金額	内地域敬老 事業推進特別 交付金額		
本体運営 事業費	525,000	60,000	0	0	1	鈴の森まつり(地域連帯意識高揚事業)
	799,000	767,780	4,780	723,000	2	敬老事業(ふれあいまつり、各自治会へ640,000円)
	25,000	20,770	20,770	0	3	その他
計	1,349,000	848,550	25,550	723,000		
第三支部	320,000	0	0	0	4	地区体育祭
	13,000	0	0	0	5	ニュースポーツ大会
	130,000	148,967	144,973	0	6	防災訓練
	120,000	77,831	77,831	0	7	グラウンドゴルフ大会
	30,000	24,347	24,347	0	8	ソフトボール大会
	240,000	340,000	340,000	0	9	防犯灯等設置
	11,000	10,000	10,000	0	10	標語
	27,649	16,753	16,753	0	11	事務経費
(小計)	891,649	617,898	613,904	0		
繰越金	0	1,358				次年度繰越金
計	891,649	619,256	613,904	0		
松江支部	546,000	541,600	541,600	0	12	防犯灯掲示板設置
	344,600	0	0	0	13	地区体育祭
	153,000	0	0	0	14	防災訓練
	7,000	0	0	0	15	地域の防犯・交通安全啓発活動
	8,000	0	0	0	16	環境美化活動
	36,000	0	0	0	17	スポーツ大会
	25,596	2,310	2,310	0	18	事務経費
(小計)	1,120,196	543,910	543,910	0		
繰越金	0	11,099				次年度繰越金
計	1,120,196	555,009	543,910	0		

(大分類) 部会名等	予算現額	決算額	内住民協議会 活動交付金額	内地域敬老事 業推進特別交 付金額	事業 番号	(小分類)
						事 業 名
公民館部	476,356	309,537	115,140	0	19	事務経費
	0	0	0	0	20	地区体育祭(第三支部、松江支部で計上)
	20,000	0	0	0	21	子ども講座
	20,000	3,847	0	0	22	橋西学級
	20,000	0	0	0	23	教育講座
	60,000	24,346	10,000	0	24	ソフトバレーボール大会
	25,000	4,039	0	0	25	大掃除
	40,000	40,000	40,000	0	26	すくすくランド
	75,000	0	0	0	27	クラブ発表会
	15,000	0	0	0	28	北ブロックスポーツ大会
	80,000	0	0	0	29	ビーチボールバレー大会
170,000	0	0	0	30	橋西ふれあいまつり	
(小計)	1,001,356	381,769	165,140	0		
繰越金		801,308				次年度繰越金
計	1,001,356	1,183,077	165,140	0		
健康・福祉部	62,053	58,598	0	0	31	福祉啓発活動費
	10,000	0	0	0	32	鈴の森まつり
	310,000	319,949	60,000	45,000	33	一人暮らし高齢者ふれあい会
	110,000	109,074	20,000	0	34	橋西ふれあいまつり
	273,586	273,586	0	0	35	地区福祉活動
(小計)	765,639	761,207	80,000	45,000		
繰越金		54,433				次年度繰越金
計	765,639	815,640	80,000	45,000		
事務経費	720,000	720,225	720,225	0	41	事務人件費
	70,000	67,232	67,232	0	42	電話、使用料、手数料
	100,000	106,649	106,649	0	43	事務用品等
	42,680	39,600	39,600	0	44	リソグラフ、コピー等
	184,125	119,868	119,290	0	45	その他予備費
(小計)	1,116,805	1,053,574	1,052,996	0		
繰越金		6,232				次年度繰越金
計	1,116,805	1,059,806	1,052,996	0		
支出合計	6,244,645	4,206,908	2,481,500	768,000		本年度支出額(次年度繰越金を除く)
繰越金計	0	874,430				次年度繰越金合計額
総計	6,244,645	5,081,338	2,481,500	768,000		

## 鈴の森住民協議会

### 会計監査実施報告

鈴の森住民協議会における事業について会計監査を実施し、  
その会計収支について預金通帳及び帳簿等の関係書類を審査し  
た結果、それらが適正に処理されていたことを認めます。

令和3年4月8日

鈴の森住民協議会

監事 田中 進 

監事 青木 道夫 

## 鈴の森住民自治協議会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鈴の森住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、以下に掲げるまちづくりを目指して地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特色を活かして自律的にまちづくりを行い、持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

- (1) 地域の連携協力体制を築いて安全・安心なまち
- (2) 地域で計画し、地域で楽しめる活発な交流のあるまち
- (3) 地域全体で自然や環境を守ることができるまち
- (4) 子ども、高齢者、障がい者が安心して暮らせるまち
- (5) 地域の輪・地域のつながりを大切にするまち

(区域)

第3条 協議会の区域は、松江小学校区及び第三小学校区（以下、「橋西地区」という。）の範囲とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市川井町772番地10 橋西地区市民センター内に置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (7) 地区住民の教養を向上させる事業
- (8) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (9) 地区の団体育成に関する事業
- (10) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(構成員)

第6条 協議会の構成員は、橋西地区に居住する住民及び橋西地区で活動する自治会をはじめ各種団体等とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、部会及び運営委員会をもって構成する。

- 2 協議会に事務局及び監査を置く。
- 3 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

第2章 役員等

(役員の種類)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 理事 4名
  - (4) 書記 1名
  - (5) 会計 1名
- 2 副会長は、役員会で選出する。  
ただし、1名は自治会部から選出する。
- 3 理事は、松江支部及び第三支部の長並びに公民館部会及び健康・福祉部会の長が就く。
- 4 書記及び会計は、公民館部及び健康・福祉部から選出された者が就く。

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務に当たる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、協議会の円滑な事業運営等を推進する。
- (4) 書記は、協議会の会務を記録する。
- (5) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

(役員決定)

第10条 役員を選任は、総会に諮り承認を得る。

- 2 会長は、役員会で選出し総会において承認を得る。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(監事)

第12条 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

- 2 監事は、2名とする。

(事務局長)

第13条 協議会事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- 3 事務局長は、1名とする。

(監事及び事務局長の決定及び任期)

第14条 監事及び事務局長の決定及び任期は、第10条及び第11条を準用する。

### 第3章 総会

(総会の種別)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は50名以内とし、代議員の選出の人数については、別に定める。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 構成員の3分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の14日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第19条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面決議)

第22条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(総会の審議事項)

第23条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

(1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。

(2) 会則の改廃の決定に関すること。

(3) 地域計画の策定に関すること。



- (4) 役員等の決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第24条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。ただし、傍聴者は総会における発言権及び議決権は有しない。

#### 第4章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、役員及び事務局長をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第26条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長又は会長の指名する者がこれに当たる。

- 3 役員会は、役員 $\frac{2}{1}$ 以上の者から目的たる事項を示して請求があったときは、会長は役員会を開催しなければならない。

(役員会の審議事項)

第27条 役員会は、次の各号を掲げる事項を所管する。

- (1) 総会議案の作成
- (2) 地域計画の作成
- (3) 事業の実施及び予算の調製に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### 第5章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第28条 運営委員会は、役員及び第31条に規定する松江支部、第三支部、公民館部会及び健康・福祉部会の代表を含むそれぞれの各4名と橋西自治会連合会の自治会長その他をもって構成する。

(運営委員会の招集と議長)

第29条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会の議長は、会長又は会長の指名する者がこれに当たる。

- 3 運営委員会は、運営委員 $\frac{2}{1}$ 以上の者から目的たる事項を示して請求があったときは、会長は運営委員会を開催しなければならない。

(運営委員会の役割)

第30条 運営委員会は、協議会の運営に関する全ての事項を協議する。

#### 第6章 部会

(部会の構成)

第31条 協議会に、次の部会を置く。

- 2 部会は橋西地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

(1) 自治会部会

自治会長等で構成する部会

自治会部会には、松江支部及び第三支部を置き、各支部の長（以下「支部長」という。）は、各支部の中からそれぞれ選出する。

(2) 公民館部会

公民館活動に関する部会

(3) 健康・福祉部会

健康、福祉に関する部会

(4) その他第2条の目的を達成するために必要な部会

3 各部会の長（以下「部会長」という。）は、各部会の中からそれぞれ選出する。

(部会の役割)

第32条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

(1) 各部会の事業計画及び予算に関すること。

(2) 各部会の実績報告及び決算に関すること。

(3) 自治会部会は、基本協定書に関すること。

(4) その他部会運営等に関すること。

## 第7章 会計及び監査

(経費)

第33条 協議会の経費は、寄附金、市交付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第34条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第35条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、閲覧を認めなければならない。

(監査)

第36条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会において報告する。

## 第8章 その他

(組織の見直し)

第37条 協議会の運営または活動面において著しい支障が生じた場合、または松阪市の施策等に対する対応が必要になった場合は、協議会の区域を含めた組織等を見直すことができる。

(役員報酬等)

第38条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額

については、別に定める。

(委任)

第39条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

1 この会則は、令和3年5月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 鈴の森住民協議会に係る一切の権利、財産は、鈴の森住民自治協議会が継承する。

3 鈴の森住民協議会規約（平成24年3月18日施行）は、廃止する。

## 鈴の森住民自治協議会代議員選出細則

1 鈴の森住民自治協議会総会に係る代議員の選出については、自治会部会と自治部会以外の部会に区分し、選出する。

2 議員数については、以下のとおりとする

(1) 自治会選出代議員数

自治会世帯数の100世帯あたり1名を目安とし、最低1名以上とする。ただし、松江小校区及び第三小校区それぞれの代議員数は同数とするため、役員会に諮り調整する。

- ・船江町 3名
- ・塚本町 2名
- ・曲町 1名
- ・出曲町 1名
- ・田牧町 1名
- ・西井村町 1名
- ・南井村町 1名
- ・新井村町 1名
- ・井村町雇用促進住宅 1名
- ・外五曲町 2名
- ・西之庄町 5名
- ・西町 5名
- ・川井町 10名
- ・川井町西 3名
- ・川井町すみれ 2名
- ・ポレスター川井町 1名

(2) 自治部会外の部会等構成員選出代議員数

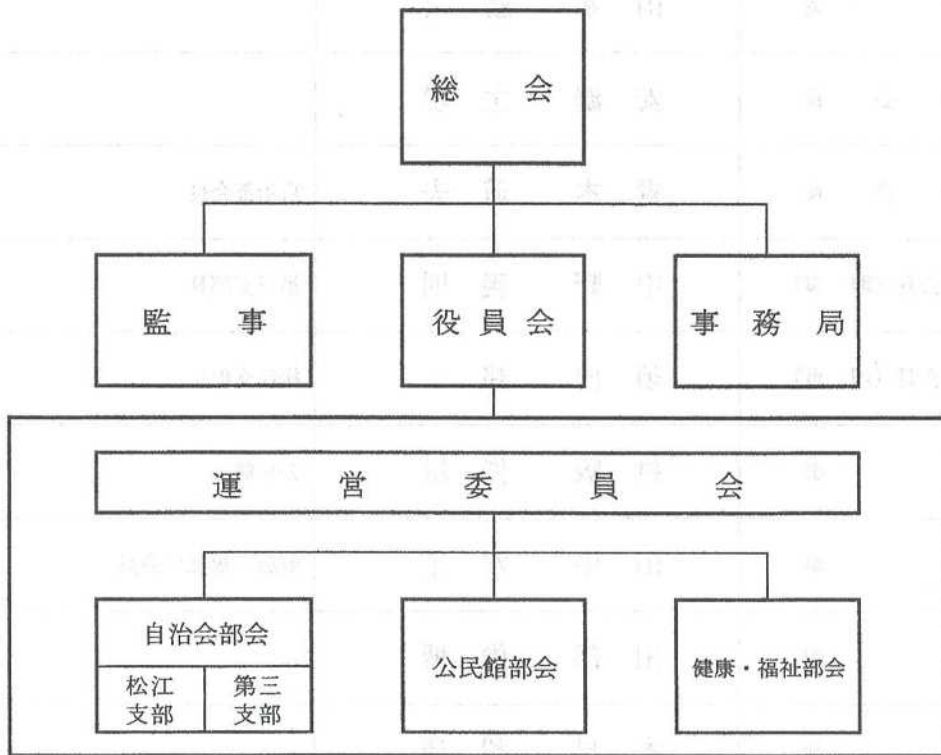
- ・公民館部 4名
- ・健康・福祉部 2名
- ・消防団橋西分団 2名
- ・交通安全協会松江・第三支部 2名

附 則

1 この細則は、令和3年5月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 代議員選出細則（平成24年3月18日施行）は、廃止する。

鈴の森住民自治協議会組織図



## 議案第3号

令和3年度鈴の森住民自治協議会役員選任 

役職名	氏名	備考
会長	山本 勝之	
副会長	安濃 主税	
副会長	青木 道夫	自治部会長
副会長(理事)	中野 義則	第三支部長
副会長(理事)	須内 邦一	松江支部長
理事	村阪 俊雄	公民館長
理事	田中 安子	健康・福祉部会長
書記	田部 俊博	
会計	木村 利通	

※ 任期は、1年とする。

令和3年度鈴の森住民自治協議会監事及び事務局長選任 

役職名	氏名	備考
監事	森田 慎吾	
監事	大西 良一	
事務局長	長井 一三	

※ 任期は、1年とする。

議案第4号

令和3年度鈴の森住民自治協議会事業計画書

○本体事業

実施予定日	事業名
6月1日～30日	クリーン月間
9月4日	鈴の森まつり
12月中旬	イルミネーション設置（橋西公民館2階窓）
3月5日	橋西ふれあいまつり（敬老事業の取り組み）
随時	役員会
随時	各事業実行委員会
随時	広報誌等の発行
9月～3月末	敬老事業 自治会への補助、本体、健康・福祉部の取り組み

○第三支部

実施予定日	事業名	備考
5月21日（予定）	地区体育祭前日準備	
5月22日（予定）	地区体育祭	
未定	検討会	
6月13日	ニュースポーツ大会	第三小学校体育館
10月16日	防災訓練	第三小学校グラウンド、体育館
11月21日	グラウンドゴルフ大会、ソフトボール大会	第三小学校グラウンド
毎週土曜日	グラウンドゴルフ練習	第三小学校グラウンド
随時	役員会	10回予定
随時	全体会議	3回予定

○松江支部

実施予定日	事業名	備考
5月21日（予定）	地区体育祭前日準備	
5月22日（予定）	地区体育祭	
未定	検討会	
7月25日	スポーツ大会	松江小学校グラウンド
8月27日	環境美化活動	鈴の森公園付近の清掃
10月3日	防災訓練	松江自主防災隊
随時	役員会	5回予定
随時	全体会議	3回予定

○公民館部

実施予定日	事業名
11月28日	球技大会
1月23日	スポーツ大会
3月5日	橋西ふれあいまつり（文化祭）
3月17日	クラブ発表会

○健康福祉部

実施予定日	事業名
9月26日	一人暮らし高齢者ふれあい会
3月5日	橋西ふれあいまつり（文化祭）

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止などにより各事業は、中止、延期及び内容変更等する場合があります。

※2 上記の事業以外にも、鈴の森住民自治協議会会則第2条の目的を達成するため、必要な事業を実施します。

議案第4号

令和3年度鈴の森住民自治協議会収支予算書

協議会名 鈴の森住民自治協議会

取 入

科 目	予算現額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
住民自治協議会活動交付金	2,991,000	市交付金
住民自治協議会活動交付金	768,000	敬老事業(自治会640,000円、ふれあい83,000円、健福45,000円)
防災訓練推進助成金	0	市助成金
ふるさと応援寄付金	7,000	
計	3,766,000	
社会福祉協議会助成金	801,492	①135,000円 ②75,000円 ③303,492円 ④288,000円
助成金(地区負担金)	1,155,760	公民館負担金723,060円 (運営費523,060円,本体助成金100,000円,地区体松江50,000円,地区体第三50,000円) 第三地区体育祭負担金160,800円 松江地区体育祭地区負担金241,900円 自治会助成金(鈴の森まつり)30,000円
雑 取 入	250,024	預金利息 本体10円、第三支部3円、松江支部3円 公民館部6円、健康福祉部2円 売上金 ①鈴の森まつり250,000円 ②ふれあいまつり0円 ③第三支部0円 鈴の森まつり協賛金0円
計	5,973,276	
繰 越 金	874,430	前年度繰越金
合 計	6,847,706	

支 出

(大分類) 部会名等	予算現額	内住民自治 協議会活動 交付金額	事業番号	(小分類) 事 業 名
本 体	525,000	70,000	1	鈴の森まつり
	789,000	729,000	2	敬老事業(ふれあいまつり、各自治会へ640,000円)
	25,000	25,000	3	総会関係費
	720,000	720,000	4	事務人件費
	70,000	70,000	5	電話、使用料、手数料
	100,000	100,000	6	事務用品等
	43,000	43,000	7	リソグラフ、コピー等
	213,242	207,000	8	その他予備費
(小計)	2,485,242	1,964,000		
繰 越 金	0	0		次年度繰越金
計	2,485,242	1,964,000		
第三支部	260,000	94,500	11	地区体育祭
	13,000	13,000	12	ニュースポーツ大会
	137,000	122,000	13	防災訓練
	120,000	100,000	14	グランドゴルフ大会
	30,000	30,000	15	フットボール大会
	300,000	300,000	16	防犯灯防災関係助成
	11,000	11,000	17	標語
	23,661	12,000	18	事務経費
(小計)	894,661	682,500		
繰 越 金	0	0		次年度繰越金
計	894,661	682,500		



(大分類) 部会名等	予算現額	内住民自治 協議会活動 交付金額	事業番号	(小分類) 事業名
松江支部	546,000	546,000	21	防犯灯掲示板設置
	340,000	95,000	22	地区体育祭
	153,000	97,000	23	防災訓練
	7,000	7,000	24	地域の防犯・交通安全啓発活動
	8,000	8,000	25	環境美化活動
	36,000	36,000	26	ｽﾌﾟｰﾂ大会
	27,502	25,500	27	事務経費
(小計)	1,117,502	814,500		
繰越金	0	0		次年度繰越金
計	1,117,502	814,500		
公民館部	984,374	140,000	31	事務経費
	0	0	32	地区体育祭 (第三支部、松江支部で計上)
	20,000	0	33	こども講座
	60,000	0	34	一般講座
	20,000	0	35	橋西学級
	20,000	0	36	教養講座
	75,000	0	37	球技大会
	25,000	0	38	大掃除
	40,000	40,000	39	幼児講座 (すくすくランド)
	75,000	0	40	クラブ発表会
	15,000	0	41	北ブロックスポーツ大会
	75,000	0	42	スポーツ大会大会
	170,000	0	43	橋西ふれあいまつり (文化祭)
(小計)	1,579,374	180,000		
繰越金		0		次年度繰越金
計	1,579,374	180,000	0	
健康・福祉部	104,817	0	51	事務費
	10,000	0	52	高齢者とのふれあい会 (鈴の森まつり)
	273,000	85,000	53	一人暮らし高齢者ふれあい会
	110,000	40,000	54	地域福祉交流会 (文化祭)
	273,110	0	55	共同募金活動
(小計)	770,927	125,000		
繰越金		0		次年度繰越金
計	770,927	125,000		
支出合計	6,847,706	3,766,000		本年度支出額(次年度繰越金を除く)
繰越金計	0	0		次年度繰越金合計額
総計	6,847,706	3,766,000		

## 鈴の森住民協議会規約

### 第1章 総則

#### 第2条 (名称)

本会は、鈴の森住民協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### 第3条 (目的)

協議会は、以下に掲げるまちを目指して区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特色に見合った個性を活かして自律的にまちづくりを行うことを目的とする。

- (1) 地域の連携協力体制を築いて安全・安心なまち
- (2) 地域で計画し、地域で楽しめる活発な交流のあるまち
- (3) 地域全体で自然や環境を守ることができるまち
- (4) 子ども、高齢者、障がい者が安心して暮らせるまち
- (5) 地域の輪・地域のつながりを大切にするまち

#### 第4条 (区域)

協議会の区域は、第三小学校区及び松江小学校区（以下、「橋西地区」という。）の範囲とする。

#### 第5条 (事務所)

協議会の事務所は、松阪市川井町772番地10 橋西地区市民センター内に置く。

#### 第6条 (事業)

協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (2) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (3) 環境美化、環境保全に関する事業
- (4) 住環境整備に関する事業
- (5) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (6) 地区住民の教養を向上させる事業
- (7) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (8) 地区の団体育成に関する事業
- (9) 地域計画の策定に関する事業
- (10) その他地域づくりに関する事業

#### 第7条 (構成員)

協議会の構成員は、橋西地区に居住する住民及び橋西地区で活動する各種団体等とする。

#### 第8条 (組織)

協議会は、総会、役員会、運営委員会及び部会をもって構成する。

- 2 協議会に事務局及び監事を置く。
- 3 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

### 第2章 役員等

#### 第9条 (役員の種別)

協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 書記 1名
  - (4) 会計 1名
- 2 副会長は、第三支部及び松江支部のそれぞれの長、並びに橋西自治会連合会代表が就く。書記、会計については、公民館部及び健康・福祉部から選出する。

#### 第10条 (役員の職務)

協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、協議会の会務を記録する。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

#### 第11条 (役員の決定)

協議会の役員は、総会に諮り承認を得る。

- 2 協議会の新会長は、運営委員会で選出し総会に諮り承認を得る。

#### 第12条 (役員の任期)

協議会の役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第13条 (監事)

監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

- 2 監事は、2名とする。

#### 第14条 (事務局長)

協議会事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- 3 事務局長は、1名とする。

#### 第15条 (監事及び事務局長の決定及び任期)

監事及び事務局長の決定及び任期は、第10条及び第11条を準用する。

### 第3章 総会

#### 第16条 (総会の種別)

総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第17条 (総会の構成)

総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は50名以内とし、代議員の選出の人数については、別に定める。

第18条 (総会の開催)

通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 構成員の3分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

第19条 (総会の招集)

総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の14日前までに文書をもって通知しなければならない。

第20条 (総会の定足数)

総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第21条 (総会の議長)

総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

第22条 (総会の議決)

総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第23条 (総会の審議事項)

総会は、次の事項を審議し決定をする。

(1) 事業計画、予算、決算の決定に関する事

(2) 規約の改廃の決定に関する事

(3) 役員等の決定に関する事

(4) その他必要と思われる事項に関する事

第24条 (総会の公開)

通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。ただし、傍聴者は総会における発言権及び議決権は有しない。

第4章 役員会

第25条 (役員会の構成)

役員会は役員及び部会長をもって構成する。

第26条 (役員会の招集と議長)

役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

3 役員会は、役員2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったときは、会長は役員会を開催しなければならない。

第27条 (役員会の審議事項)

役員会は、次の各号を掲げる事項を所管する。

(1) 総会議案の作成

(2) 地域計画の作成

(3) 事業の実施及び予算に関する調整

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 運営委員会

第28条 (運営委員会の構成)

運営委員会は、役員及び第30条に規定する部会の代表等各4名と橋西自治会連合会16地区の自治会長をもって構成する。

第29条 (運営委員会の招集と議長)

運営委員会は会長が招集する。

2 運営委員会の議長は会長がこれに当たる。

3 運営委員会は、運営委員2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったときは、会長は運営委員会を開催しなければならない。

第30条 (運営委員会の役割)

運営委員会は、協議会運営の全般に関する全ての事項を協議する

第6章 その他の会議

第31条 (部会の構成)

協議会に、次の部会を置く。また、部会は橋西地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

(1) 公民館部

(2) 健康・福祉部

(3) 第三支部

(4) 松江支部

(5) その他第2条の目的を達成するために必要な部会

2 各部会の部会員の中から互選により各部会の長(以下「部会長」という。)を選出する。

第32条 (部会の役割)

部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

- 2 部会の会議は、部長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。
  - (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
  - (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
  - (3) その他部会運営等に関すること

#### 第7章 会計及び監査

- 第33条 (経費)  
協議会の経費は、寄附金、市交付金、橋西自治会連合会の住民協議会運営費及びその他収入をもって充てる。
- 第34条 (会計年度)  
協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第35条 (会計帳簿の整備)  
協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。
  - 2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。
- 第36条 (監査)  
監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

#### 第8章 その他

- 第37条 (組織の見直し)  
協議会の運営または活動面において著しい支障が生じた場合、または市の施策等に対する対応が必要になった場合は、協議会の区域を含めた組織等を見直すことができる。
- 第38条 (委任)  
この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

#### 附 則

- 1 (施行期日)  
この規約は、平成24年3月18日から施行する。
- 2 (権利等の承継)  
橋西住民協議会設立準備会に係る一切の権利、財産等は、鈴の森住民協議会が承継するものとする。
- 3 (改訂日)  
この規約は、一部改訂し平成26年5月11日から施行する。
- 4 (改訂日)  
この規約は、一部改訂し令和元年5月12日から施行する。

## 議員選出細則

- 1 鈴の森住民協議会総会に係る代議員の選出については、自治会と自治会以外に区分し、選出する。
- 2 代議員数については、以下の通り定める。

#### (1) 自治会選出代議員数

自治会世帯数の100世帯あたり1名を目安とし、最低1名以上とする。ただし、第三小校区及び松江小校区それぞれの代議員数は同数とするため、役員会に諮り調整する。

- ・船江町3名
- ・塚本町2名
- ・曲町1名
- ・出曲町1名
- ・田牧町1名
- ・西井村町1名
- ・南井村町1名
- ・新井村町1名
- ・井村町雇用促進住宅1名
- ・外五曲町2名
- ・西之庄町5名
- ・西町5名
- ・川井町10名
- ・川井町西3名
- ・川井町すみれ2名
- ・ポレスター川井町1名

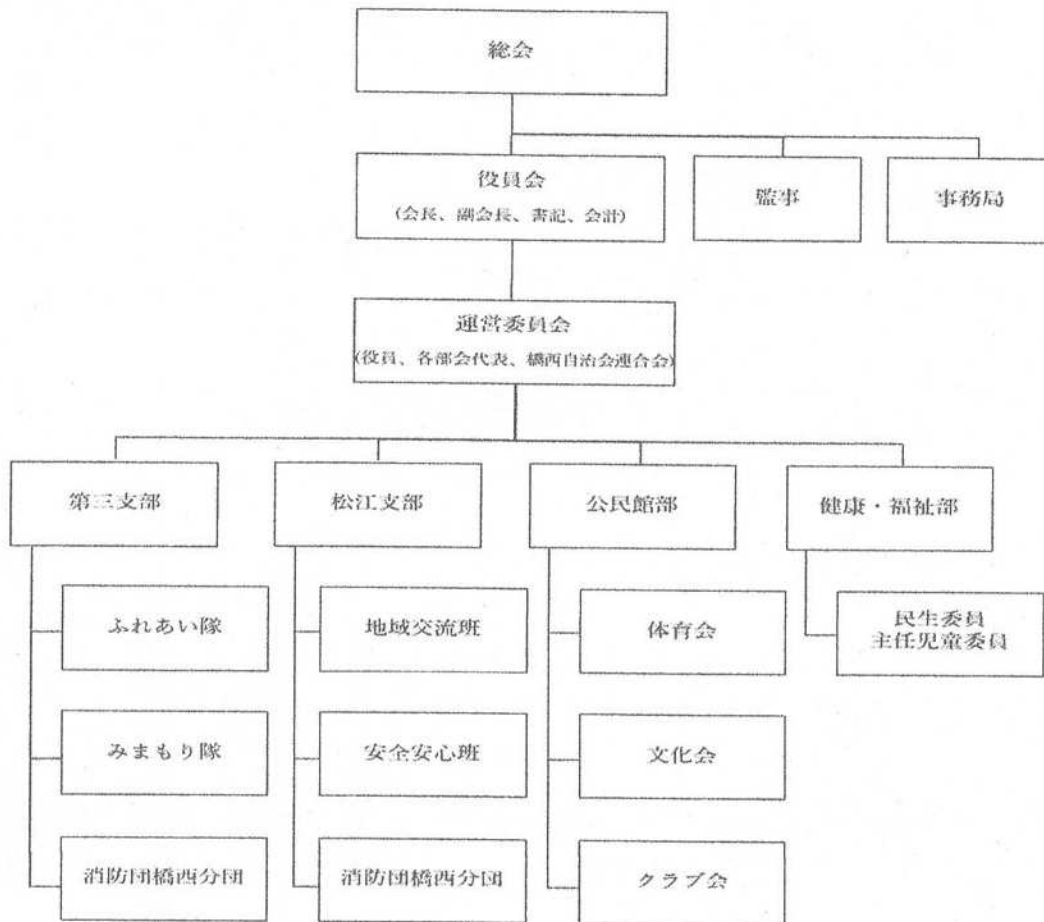
#### (2) 自治会以外の構成員選出代議員数

- ・橋西公民館4名
- ・橋西地区福祉会2名
- ・消防団橋西分団2名
- ・交通安全協会第三・松江支部2名

#### 附 則

- 1 (施行期日)  
この細則は、平成24年3月18日から施行する。

鈴の森住民協議会住民協議会組織図



鈴の森住民協議会  
松阪市川井町 772-10  
橋西地区市民センター内  
TEL 0598(67)2013  
FAX 0598(67)2013